明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　一
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四六一）　一〇
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（同四六二）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○国土交通省令第五十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第六十一条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。